

3 森林の立木以外の立木等の評価

森林の立木以外の立木及び立竹の価額については、国税局長の定める標準価額を基として評価することとしていたが、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。
(評基通 112 = 削除、122、124 = 改正)

1 従来 of 取扱い

森林の立木以外の立木（庭園にある立木を除く。以下同じ。）及び立竹（庭園にある立竹を除く。以下同じ。）の価額については、国税局長の定める標準価額を基として評価することとしていた。

2 改正の概要

森林の立木以外の立木及び立竹の価額については、その個別性を反映させるため、標準価額比準方式を廃止し、個々に評価することとした。

具体的には、原木市場等における売買実例価額、材木商などの取引業者等の精通者意見価格等を参酌して評価することとした。